

ご存じですか?

宮城県 福祉サービス 第三者評価制度



福祉サービス 第三者評価制度とは?

- 福祉サービスを提供する事業所について、第三者が、客観的な立場から、そのサービスの質を評価します。
- 評価結果は、事業所の同意に基づいて、公表されます。
- 公表された評価結果を見ることにより、福祉サービスの利用者は、自分に合った事業所を選択できるようになります。

福祉サービスの利用を 検討されている方は、 是非ご覧ください!

- 福祉サービスを利用したいけれど、あの施設のサービスの質はどうなんだろうか。
- 福祉サービスへの就職を考えているが、施設の具体的な情報が知りたい。
- 事業所のパンフレットやホームページを見比べたけれど、違いが分からない。

このようなとき、下記のホームページをご覧ください。
自らのサービスの質を向上させるために、積極的に第三者評価を受審した事業所
及びその評価結果をご覧ください。

宮城県 第三者評価

検索

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syahuku/daisansya-index.html>

※宮城県保健福祉部社会福祉課又は最寄りの県の保健福祉事務所でも評価結果を閲覧することができます。

評価の対象となる事業所はどんなところ？

宮城県において、評価の対象としている事業所は、次のとおりです。今後も、対象事業所を拡大していきます。

●子どものためのサービス

保育所、社会的養護施設（児童養護施設、乳児院など）*

●障害のある方のためのサービス

障害者支援施設、障害児入所施設、障害福祉サービス事業所、障害児通所支援事業所 など

●お年寄りのためのサービス

養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム、高齢者通所介護、高齢者訪問介護

第三者評価を受けた事業所はサービスの質の向上に努力しています！

第三者評価は義務付けられた制度ではなく、任意で受けるものです。しかも、評価を受けるに当たって、事業所は、評価機関に対して一定の料金を支払います。したがって、第三者評価を受けた事業所は、サービスの質の向上に真剣に取り組み、努力している事業所です。なお、宮城県は、受審した事業所に対して「受審証明書」を交付しています。

第三者による客観的な評価です！

宮城県から認証された評価機関が評価を実施します。評価機関は、サービスを提供する事業所から独立しており、客観的な立場で評価を行います。



評価を行う機関はどんなところ？

評価機関として認証されるためには、法人であること、一定の研修を受けた評価調査者を配置していることなどの要件を満たす必要があります。形態としては、株式会社、特定非営利活動法人、社会福祉法人など様々なものがあります。

第三者評価は、事業所のランク付けを行うものですか？

第三者評価の結果票には、それぞれの事業所の良いところや改善すべきところが記載され、更に、評価項目ごとにa b cの評価も記載されています。これらは、各事業所のサービスの質がどのレベルに達しているかを明らかにした絶対評価です。そのような意味で、第三者評価は事業所のランク付けを目的とするものではありません。

第三者評価では、どのような基準で評価を行うのですか？

第三者評価は、宮城県が策定した評価基準に基づいて行われます。評価基準の一部を紹介します。

- アレルギー疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。【保育所】
- 利用者の障害の状況に応じた適切な支援を行っている。【障害者・児福祉サービス】
- 認知症の状態に配慮したケアを行っている。【高齢者福祉サービス】

* 社会的養護施設については、平成24年度から3年に1回以上の受審及び結果の公表が義務づけられています。
(社福)全国社会福祉協議会が認証した評価機関が、全国共通の評価基準に基づき、評価を行います。

宮城県保健福祉部社会福祉課

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8-1

TEL : 022-211-2516 FAX : 022-211-2594 MAIL : syahuku@pref.miyagi.lg.jp



このチラシは5,000部作成し1部当たりの単価は10.8円です。